

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和6年6月14日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和6年6月18日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	6 四 議 第 260 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04-02-01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ()		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和6年3月15日（金）		
				会議時間	11時02分～12時23分		
出席委員	委 員 長	西 尾 祐 佐					
	副 委 員 長	山 下 幸 子					
	委 員	上 岡 正					
	委 員	谷 田 道 子					
	委 員	前 田 和 哉		欠席委員			
	委 員	川 村 真 生					
その他	委 員 外 議 員	鳥 谷 恵 生		委 員 外 議 員 寺 尾 真 吾			
	委 員 外 議 員	澤 良 宜 由 美					
執行部出席者	総務課長	岡 本 寿 明		監査事務局長補佐	名 本 史 織		
	総務課長補佐	有 光 浩		学校教育課学校給食係長	上 岡 弘 一		
	総務課長補佐(人事担当)	佐 田 公 洋		福祉事務所長	渡 辺 和 博		
	財政課長	竹 田 哲 也		健康推進課長	竹 本 美 佳		
	財政課長補佐	塚 谷 文		市民・人権課長	加 用 拓 也		
	財政課財政係長	宮 崎 史		市民・人権課長補佐	谷 岡 淳		
	監査事務局長	西 澤 和 史		西土佐保健分室長	稲 田 修		
事務局	事務局長	西 澤 和 史					
	総務係長	土 居 和 博					
記 録							
<p>令和6年3月定例会で付託された議案5件の審査及び住民と議会との懇談会での大学誘致事業の 検証を執行部に求める項目についての確認を行った。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●まず、付託を受けた「第22号議案 四万十市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：岡本総務課長】

この条例は、5本の条例を1本の条例にかえて改正するもの。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度職員に勤勉手当を支給できるよう改正するもの。併せてその支給割合を変更するもの。勤勉手当は2.05ヶ月分、期末手当は2.45ヶ月分で一般職員と同様にするもの。2年目以降の会計年度任用職員で40万8,000円程度の増額になる見込み。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第23号議案 四万十市表彰条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：岡本総務課長】

内容については、令和7年度に開催予定の時下の表彰に向けて、県内各市の表彰条例の規定を勘案し、改正するもの。改正に至った経緯は、令和4年3月議会の一般質問で功労表彰の質問があったことから見直しを検討、議会側では議運で市議会議員12年以上の表彰対象者の条件を削除すべきであると決し、その後、市長や各種委員長等の規定を削除し、当市の政治産業又は文化等の分野において、著しい貢献をされた方を表彰対象とするよう、規定の整備を行ったもの。

【質疑：上岡委員】

宿毛市、土佐清水市の規定はどうなっているか。

【答弁：岡本総務課長】

県内の当市以外10市の中で、こういった規定がある市が5市で、高知市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市。規定なしが5市。

【質疑：上岡委員】

他市の状況を勘案してということであったが、宿毛にも土佐清水にもあるということだが、そこはどのようなことなのか。また表彰は辞退もできる。それをどう考えるか。

【答弁：岡本総務課長】

他市の状況は先ほども言ったように半々。ただ、勤務年数ということではなく、当市の政治産業文化における実績に基づいて表彰をするということで規定の整理をするようにしている。

【質疑：上岡委員】

職員には勤務年数に応じての表彰規定があるのではないか。あるいは市長からの感謝状。そこはどうなっているのか。

【答弁：岡本総務課長】

確か20年以上だったと思うが、該当職員には感謝状を贈呈している。

【質疑：上岡委員】

議員については年数はずし、一方職員には20年以上というものを残している。整合性をとるべきではないか。

【答弁：岡本総務課長】

表彰規程の中の勤続30年以上の誠実に職務に当たった職員の規定は削除している。20年以上は退職の日に渡す感謝状であって、功労表彰とは別。

【意見：上岡委員】

自分としては功労表彰も感謝状も同じだと思う。それから近隣の市、宿毛市、土佐清水市のことだが、うちがやめたらそちらもやめるということになるかもしれない。そういうことも考えて、よく調整して決めるべきではなかったのか。意見として言わせてもらう。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第24号議案 四万十市総合福祉センター設置条例等の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：竹田財政課長】

西土佐の総合福祉センターと保健センターについては会議室の使用料、診療所については病室（個室）使用料、中村の城北霊園については管理手数料のそれぞれについて、消費税及び地方消費税の引き上げに合わせて改正すべきところ、改正漏れがあったので今回改正するもの。

【質疑：谷田委員】

改正による増収の見込みは。

【答弁：竹田財政課長】

総合福祉センターと保健センターは一般の利用はほとんどなく、市が利用することが主なので収入は発生しない。診療所の個室利用料も医師の判断によるものは徴収せず、本人希望によるものは徴収するが、それもほとんどなく、これも影響はない。墓地については、407区画あって、それが年間150円上がるので、年間6万ちょっと使用料が増える見込みになる。

【質疑：上岡委員】

診療所の個室料について、医者からの指示ならとらず、本人希望ならとるという話があったが、市民病院はどうか。

【答弁：竹田課長】

市民病院も同様だと思う。

【質疑：上岡委員】

自分の父親が入院した時、医師の指示で個室に入ったが、個室料をとられた。今は変わっているのか。

【答弁：竹田課長】

市民病院も同じだと思っていたが、そこまでしっかり確認したわけではない。

【意見：上岡委員】

確認して市民病院がもし違うのなら、同じようにしてもらいたいということを要望しておく。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第40号議案 四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：西澤監査事務局長】

代表監査委員の報酬を月額82,000円から128,000円に、識見監査委員の報酬を月額80,000円から月額125,000円にそれぞれ増額するもの。理由は、様々な事案の対応、精査、研究に要する時間、執務日数が増えており、その日数に応じた報酬になっていないということと、独任制であるという職責に見合った報酬に見直すもの。

【質疑：上岡委員】

監査には議会からも出ている。その報酬はどうなっているのか。

【答弁：西澤監査事務局長】

議会から選出される監査委員については、執務日数がほとんど変わっていないことから、今回改正は見送っている。

【質疑：前田委員】

他の市町村もそれほど高くないと思うが、それでも上げるべきだという根拠をもう少し説明してほしい。

【答弁：西澤監査事務局長】

現在の82,000円と80,000円にしたときの執務日数が年間85日、それが令和2年から5年までの平均で133日になっている。これはしっかり監査をしてきているということと、これまでできていなかった執行に関する行政監査等もしっかりやってもらっているから、執務日数も増えているということになっている。他市の状況では、高知市は突出しているのを除くが、月額制と日額制をとっているところがある。仮に日額で計算すると、県内平均は12,720円になるが、四万十市は6,000円から6,600円程度

になる。四国内になると、現在最も高いとされているのが、人口3万人の善通寺市で184,500円。その他にもさぬき市、大洲市は140,000円とか126,000円ということで、四国内においては遜色ないということになるが、県下においては、現在土佐市が改定を考えていると聞いている。ただ、一日あたりの時間もバラバラなので、あくまで日額は参考である。

【質疑：上岡委員】

日額と月額のところがあるということだが、月額報酬にしているところはどこか。

【答弁：西澤監査事務局長】

県内で月額報酬としているところは、6市ある。高知市は210,100円、土佐市が83,000円、南国市が80,000円、土佐清水市が60,000円、宿毛市が55,000円、香美市が40,000円。高知市を除く平均が63,300円ということになる。

【質疑：上岡委員】

南国市と合わしたらどうかと思うが。

【答弁：西澤監査事務局長】

南国市の80,000円だが、執務日数を調べていて年間58日であった。本市は先ほどの説明でも触れたが、最近の平均が133日なので、それも加味したものになっている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第45号議案 動産の買い入れ～令和6年度スクールミールなかむらみなみ厨房機器設備」について審査を行った。

【説明：竹田財政課長】

買い入れの予定価格が2,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議決を求めるもの。買い入れ物件は、スクールミールなかむらみなみの厨房機器で、指名競争入札により契約の相手方を、株式会社中西製作所松山営業所、契約金額を69,135,000円とするもの。

【意見：上岡委員】

機器にはいろいろなメーカーが含まれていて、仕入れのルートもいろいろあると思う。契約を一括で行った理由は、有利であったからか。

小休

正会

【答弁：竹田財政課長】

一番大きな理由は、夏休みの限られた時間に一気にやるということ。バラバラにやると日程の調整も難しくなる。また、今回の更新は1年で終わりではなくて、財政的な負担もあるので、数年に分けてやることにしている。そういう意味で今回大きなものは一つでやるが、年度ごとにまたやっていく予定にしている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で付託された議案の審査はすべて終了。

小休

住民と議会との懇談会での、大学誘致事業における検証結果の報告について、意見のすり合わせを行った。

正会

【西尾委員長】

住民と議会との懇談会より続いている大学誘致事業の検証について、執行部への申し入れにより求める意見について確認をする。

①認可が下りていないのに補助金を支出した理由

②先議を依頼した理由

③2,000万円の賠償が妥当であったのか。

④生徒募集について、国の方はそれを理由に不認可とした。市の見解とは違いがある。

⑤相手方の信用調査が不十分であったのではないか。

⑥市単独での予算が6億ながし支払われている。そのことによる市事業への影響。

⑦政策決定のあり方が妥当であったのか。

⑧生徒募集について大学法人に一任していたことが妥当であったのか。

以上の項目について、委員会から執行部に検証を求めるということで申し入れを行う。

また、執行部に求めるだけではなく、議会としてもどうだったのか検証の場を作れたらいいという意見も出た。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。